

市第42号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定の変更

次のようにスポーツ施設の指定管理者の指定の期間を変更する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

(上段 変更案
下段 現 行)

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜文化体育館 (横浜文化体育館再整備事業により再整備する施設に限る。)	中区尾上町6丁目81番地	株式会社YOKOHAMA文体 代表取締役社長 寺木 節太郎	横浜文化体育館再整備事業により再整備する横浜文化体育館の供用開始の日から <u>横浜市スポーツ施設平成51年3月31日 条例等の一部を改正 する条例(令和4年 6月横浜市条例第24 号)の施行の日の前 日</u> まで

提 案 理 由

横浜文化体育館の指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）